瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２４号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第１条　瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年瀬戸市規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特別休暇） 第１５条　条例第１４条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 ⑶から⑳まで　＜省略＞ ２から４まで　＜省略＞	（特別休暇） 第１５条　条例第１４条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 ⑶から⑳まで　＜省略＞ ２から４まで　＜省略＞

（瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条　瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年瀬戸市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇） 第５条　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第９号及び第１０号に掲げる場合にあっては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 ⑶から⑯まで　＜省略＞ ２及び３　＜省略＞	（年次休暇以外の休暇） 第５条　任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第９号及び第１０号に掲げる場合にあっては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 ⑶から⑯まで　＜省略＞ ２及び３　＜省略＞

附　則

この規則は、公布の日から施行する。